質問回答書

件名: 令和5年度 物品・役務第4号甲良町立こども園カラー複合機リース業務 甲良町横関地先 (甲良東こども園)、甲良町呉竹地先 (甲良西こども園) 令和 5年 7月 1日 から 令和10年 6月30日 まで 場所:

期間:

	①料金の請求につき、月額基本料金はリース会社が、超過従量金は受注者(納入業者)
	が請求を行うことは可能でしょうか。
瓩	
貝 朗	
事 向	
質問事項	
次 	
	① 可能です。
口	
Enter	
答	